

[防火対象物]

消防法令においては、火災予防の主たる対象を示す用語として、「防火対象物」が用いられています。

① 防火対象物の範囲・区分

- 法第 2 条第 2 項において、「防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう」と定義されています。
- 消防法施行令別表第 1 においては、防火対象物の全般的な危険性を基準上考慮するため、用途による区分が設けられています。この用途区分の中では、戸建住宅を除き*、様々な用途の建築物、工作物等がほぼ網羅的に包含されています。
 - * 戸建住宅については、個人の責任において火災予防が図られるべきとの趣旨から、消防法施行令別表第 1 に計上されておらず、基本的に消防法令の適用対象外との位置づけとなっておりましたが、住宅火災による死者低減の観点から、新たに法第 9 条の 2 の規定が整備され、住宅用火災警報器等の設置義務化が図られております。
- このように、防火対象物、すなわち火災予防に関する消防法令の適用対象物は、概念的に広範に渡るものとなっています。
- また、防火対象物の用途区分は、次のとおり大別することが可能。

区分	業態の例	管理権原者・関係者の責任範囲
法第 25 条の「応急消火義務者」が主として利用する防火対象物	事務所、共同住宅、工場等 →非特定用途におおむね相当	人手による消火器具・設備、比較的軽易な警報設備等の整備が主体。 ← 各人の責任・能力において、安全管理、火災の覚知、初期消火、避難行動、通報、救助等が、相応のレベルで実施されると見込まれるため。
応急消火義務者以外が主として利用する防火対象物	各種店舗、集客施設、福祉施設等 →特定用途におおむね相当	応急消火義務者以外（とりわけ傷病、障害等によって自力での生命・身体の安全確保が困難な者）の安全確保を図るため、より小さな規模から、例えば自動式の消火設備や警報設備、実効的な管理体制等の整備が必要。

* 1 応急消火義務者：関係者（所有者・管理者・占有者）、火災の現場にいる居住者・勤務者等（傷病、障害その他の事由によって消火・救助活動を行うことができない者を除く。）

② 防火対象物の単位

防火対象物は、棟単位を原則としています。ただし、防火管理については敷地単位、消防用設備等については用途単位や区画単位での取扱いとなる場合があります。

防火対象物の用途区分表 (消防法施行令別表第一)

項別	特定	防火対象物の用途等	H21. 3. 31 現在 防火対象物数 (150㎡以上)
(1)	イ	● 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	4, 251
	ロ	● 公会堂又は集会場	66, 249
(2)	イ	● キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	1, 276
	ロ	● 遊技場又はダンスホール	12, 864
	ハ	● 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	233
	ニ	● カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	2, 390
(3)	イ	● 待合、料理店その他これらに類するもの	4, 555
	ロ	● 飲食店	82, 251
(4)		● 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	149, 264
(5)	イ	● 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	68, 986
	ロ	— 寄宿舍、下宿又は共同住宅	1, 201, 545
(6)	イ	● 病院、診療所又は助産所	63, 909
	ロ	● 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)、老人福祉法第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。)	80, 139
	ハ	● 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、更正施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、(通所施設に限る。)、肢体不自由児施設(通所施設に限る。)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)	32, 224※ ※H21. 5 現在 調査値 旧(6)ロの ロ・ハ分割は H21. 4 施行
	ニ	● 幼稚園又は特別支援学校	約 48, 000※ ※H21. 5 現在 推定値
(7)	—	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	21, 287
(8)	—	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	130, 951
			7, 224

防火対象物の用途区分表 (消防法施行令別表第一)

項別	特定	防火対象物の用途等	H21.3.31 現在 防火対象物数 (150㎡以上)
(9)	イ	● 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	1,924
	ロ	— イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	5,951
(10)	—	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)	3,890
(11)	—	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	54,516
(12)	イ	— 工場又は作業場	517,698
	ロ	— 映画スタジオ又はテレビスタジオ	1,731
(13)	イ	— 自動車車庫又は駐車場	48,656
	ロ	— 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	869
(14)	—	倉庫	324,910
(15)	—	前各項に該当しない事業場	431,324
(16)	イ	● 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	352,970
	ロ	— イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	231,401
(16の2)	●	地下街	65
(16の3)	●	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)	7
(17)	—	文化財保護法の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によつて重要美術品として認定された建造物	7,439
(18)	—	延長50メートル以上のアーケード	1,419
(19)	—	市町村長の指定する山林	0
(20)	—	総務省令で定める舟車	—

合計 3,882,144

・表中●印は「特定防火対象物」に該当。—印は該当せず。

一般住宅や社会福祉施設等に設置が義務づけられる消防設備の比較
(主なもののみ抜粋)

	一般住宅		社会福祉施設等		(5) 項イ 旅館・ホテル等	備考
	戸建住宅	共同住宅 ※1 (5) 項ロ	認知症高齢者グループホーム等 新(6) 項ロ	通所施設及び左記 以外の入所施設 新(6) 項ハ		
住宅用火災警報器	すべて	500㎡未満				※2
自動火災報知設備		500㎡	すべて	300㎡	300㎡	
消防機関へ通報する火災報知設備		1,000㎡ (電話代替あり)	すべて	500㎡	500㎡	
誘導灯		地階・無窓階	すべて	すべて	すべて	
消火器具		150㎡	すべて	150㎡	150㎡	
屋内消火栓設備		700㎡	700㎡	700㎡	700㎡	
スプリンクラー設備		11階以上の階	275㎡	6,000㎡	6,000㎡	
防火管理		50人	10人	30人	30人	※3
防災規制		31mを超えるもの	すべて		すべて	
火気設備	火気使用設備・器具が用いられている場合、共通的に適用					

※1 共同住宅(5)項ロ)にあつては、区画による火災規模の抑制、避難経路の確保、内装制限など一定の要件を満たすものについて、自動火災報知設備、スプリンクラー設備等の設置に関する特例基準が定められているところ。

※2 各設備が義務づけられる延べ床面積を記載している。

※3 防火管理者の選任が必要となる収容人員。

政令別表第1の改正経過

消防法施行令制定から現在までの政令別表第1の改正経過については、次のとおりである。

① 消防法施行令制定 政令第37号

公布 昭和36年3月25日
施行 昭和36年4月1日

別表第1

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店又はマーケット
(5)	イ 旅館、ホテル又は宿泊所 ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 養老施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子寮及び児童福祉施設を除く。）身体障害者更生保護施設（身体障害者を収容するものに限る。）又は、精神薄弱者援護施設 ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
(7)	小学校、中学校、高等学校、大学又は各種学校
(8)	図書館、博物館又は美術館
(9)	公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12)	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫
(15)	前各項に該当しない事業場
(16)	前各項に掲げる防火対象物以外の防火対象物で、その一部が前各項に掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されているもの
(17)	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要民俗資料、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物
(18)	延長50メートル以上のアーケード
(19)	市町村長の指定する山林
(20)	自治省令で定める舟車

② 政令第127号

公布 昭和41年4月22日
施行 昭和41年4月22日

・老人福祉法の用語に合わせるため、(6)項口中「養老施設」を「老人福祉施設」と「有料老人ホーム」に改めた。

(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子寮及び児童厚生施設を除く。）身体障害者更生援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）又は精神薄弱者援護施設 ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
-----	--

③ 政令第5号

公布 昭和47年1月21日
施行 昭和48年1月1日

・(4)項に掲げる防火対象物と同様な用途に供される物品販売業を営む店舗及び展示場は従来(9)項として規制されていたため新たに、(4)項に「その他の物品販売業を営む店舗」及び「展示場」を加えた。
・(7)項は、学校教育法の一部改正に伴い高等専門学校が追加された。また、学校教育法に規定する学校以外のもので、学校と同様な用途に供されるものとして「その他これらに類するもの」を加えた。
・(8)項に博物館法にいう博物館に該当しない郷土館、記念館及び画廊が本項に該当するものとして「その他これらに類するもの」を加えた。
・(9)項のトルコ浴場、サウナ浴場等の特殊浴場は、出火危険が高く、密室構造をとり入れているため、避難が困難であることから、一般公衆浴場と区分した。

(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(7)	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、各種学校その他これらに類するもの
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9)	イ 公衆浴場のうち、トルコ浴場、サウナ浴場その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場

- ④ 政令第411号
 公布 昭和47年12月1日
 施行 昭和48年6月1日
 ・複合用途防火対象物のうち、特定防火対象物の用途に供される部分が存するものは、火災発生時に避難が困難で人命危険が高いため、当該防火対象物を⑥項イとし、これ以外のものを⑥項ロに区分した。

(16)	イ 前各項に掲げる防火対象物以外の防火対象物のうち、その一部が前各項に掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されているもので、(1)項から(4)項まで(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの ロ 前各項に掲げる防火対象物以外の防火対象物のうち、その一部が前各項に掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されているもので、イに掲げる防火対象物以外のもの
------	---

- ⑤ 政令第188号
 公布 昭和49年6月1日
 施行 昭和49年6月1日
 ・⑥項の整備を図った。

(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
------	---

- ⑥ 政令第252号
 公布 昭和49年7月1日
 施行 昭和50年1月1日
 ・従来、地下街については、地下工作物内の店舗飲食店等の個々の防火対象物としてとらえ、それぞれ個々の防火対象物としてとらえていたが、(1)項～⑥項までの防火対象物に連続して地下道に面して設けられて地下街を形成している場合は、地下街として規制することとし、(1602)項の地下街と備考1、2を追加した。

(1602)	地下街
--------	-----

- 備考
 1 2以上の用途に供される防火対象物で第1条第2項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が(1)項から⑥項までの各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。
 2 (1)項から⑥項までに掲げる用途に供される防火対象物が(1602)項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの防火対象物は、(1602)項に掲げる防火対象物の部分とみなす。

- ⑦ 政令第293号
 公布 昭和50年9月30日
 施行 昭和50年10月1日
 ・文化財保護法の一部改正に伴い、⑦項中「重要民族資料」を「重要有形民族文化財」に改めた。

(17)	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は、旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物
------	---

- ⑧ 政令第381号
 公布 昭和50年12月27日
 施行 昭和51年1月1日
 ・学校教育法改正に伴い、(7)項中に「専修学校」を加えた。

(7)	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
-----	--

- ⑨ 政令第6号
 公布 昭和56年1月23日
 施行 昭和56年7月1日
 ・連続して地下道に面して設けられた建築物の地階と地下道を合わせたものを一体として地下街に準じて扱うこととし、(1603)項の準地下街と備考3を加え、備考2の整備を図った。

(1603)	建造物の地階((1602)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)
--------	--

- 備考
 2 (1)項から⑥項までに掲げる用途に供される建築物が(1602)項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、(1602)項に掲げる防火対象物とみなす。
 3 (1)項から⑥項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が(1603)項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、(1)項から⑥項に掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

- ⑩ 政令第335号
 公布 昭和59年11月30日
 施行 昭和59年11月30日
 ・(9)項イ中「トルコ浴場」、「サウナ浴場」を「蒸気浴場」、「熱気浴場」に文言を改めた。

(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
-----	---

- ⑪ 政令第2号
 公布 昭和63年1月4日
 施行 昭和63年1月20日
 ・老人保健法等の一部改正に伴い、(6)項ロに「老人保健施設」を加えた。

(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設、(母子寮及び児童厚生施設を除く。)身体障害者更生援護施設(身体障害者を収容するものに限る。)又は精神薄弱者援護施設 ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
-----	--

⑫ 政令 89 号

公布 昭和 63 年 4 月 8 日

施行 昭和 63 年 7 月 1 日

- ・精神衛生法等の一部改正に伴い、(6)ロに「精神障害者社会復帰施設」を加えた。

(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子寮及び児童厚生施設を除く。）身体障害者更生援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）、精神薄弱者援護施設又は精神障害者社会復帰施設
	ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校

備考

- 2 以上の用途に供される防火対象物で第 1 条の 2 第 2 項後段の規定の適用による複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が(1)項から(17)項までの各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。
- (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物が(16)の 2 項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は(16)の 2 項に掲げる防火対象物の部分とみなす。
- (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が(16)の 3 項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、(1)項から(16)項に掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

⑬ 政令第 291 号

公布 平成 9 年 9 月 25 日

施行 平成 10 年 4 月 1 日

- ・児童福祉法等の用語に合わせるため、(6)項ロ中の「母子寮」を「母子生活支援施設」に改めた。

(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）身体障害者更生援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）、精神薄弱者援護施設又は精神障害者社会復帰施設
	ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校

⑭ 政令第 351 号

公布 平成 10 年 10 月 30 日

施行 平成 11 年 4 月 1 日

- ・学校教育法の改正に伴い、(7)項中に「中等教育学校」を加えた。

(7)	小学校、中学校、高等学校、 <u>中等教育学校</u> 、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
-----	--

⑮ 政令第 372 号

公布 平成 10 年 11 月 26 日

施行 平成 11 年 4 月 1 日

- ・(6)項ロ中の「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に文言を改めた。

(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）身体障害者更生援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）、 <u>知的障害者援護施設</u> 又は精神障害者社会復帰施設
	ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校

⑯ 政令第 262 号

公布 平成 11 年 9 月 3 日

施行 平成 12 年 4 月 1 日

- ・介護保険法等の施行に伴い、(6)項ロ中の「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に文言を改めた。

(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、 <u>介護老人保健施設</u> 、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）身体障害者更生援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設
	ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校

⑰ 政令第 274 号

公布 平成 14 年 8 月 2 日

施行 平成 14 年 10 月 25 日

- 平成 13 年 9 月 1 日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえ、(2)項に「性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するもの」を追加し、(5)項イに「その他これらに類するもの」を追加した。

(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ 遊技場又はダンスホール
ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗 ((1)項イ、(4)項、(5)項イ、及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	

(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅

⑱ 政令第 19 号

公布 平成 16 年 2 月 6 日

施行 平成 16 年 6 月 1 日

- 文化財建造物の利用形態が多様化してきたことから、必要な防火安全上の措置を講ずることができるよう改めた。

備考

- 2 以上の用途に供される防火対象物で第 1 条の 2 第 2 項後段の規定の適用による複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が(1)項から(17)項までの各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。
- (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物が(16)の 2 項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、同項に掲げる防火対象物の部分とみなす。
- (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が(16)の 3 項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、(1)項から(16)項に掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

す。

- 4 (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が (17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

⑲ 政令第 320 号

公布 平成 18 年 9 月 26 日

施行 平成 18 年 10 月 1 日

- 障害者自立支援法の一部の施行に伴い、(6)項ロの文言を改めた。

(6)	イ 病院、診療所又は助産所
	ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設 (母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。)、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業 (生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設
	ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校

⑳ 政令第 55 号

公布 平成 19 年 3 月 22 日

施行 平成 19 年 4 月 1 日

- 学校教育法等の一部改正に伴い、(6)項ハの文言を改めた。

(6)	イ 病院、診療所又は助産所
	ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設 (母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。)、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業 (生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設
	ハ 幼稚園又は特別支援学校

㉑ 政令 179 号

公布 平成 19 年 6 月 13 日

施行 平成 21 年 4 月 1 日

- ・認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設（認知症高齢者グループホーム）における火災を踏まえ、社会福祉施設について火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等を (6) 項ロとし、それ以外を (6) 項ハに区分した。

(6)	イ 病院、診療所又は助産所
	ロ <u>老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設、（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 4 項若しくは第 6 項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 8 項若しくは第 10 項に規定する短所入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）</u>
	ハ <u>老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項若しくは第 5 項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第 5 条第 6 項から第 8 項まで、第 10 項若しくは第 13 項から第 16 項までに規定する生活介</u>

	<u>護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</u>
	ニ <u>幼稚園又は特別支援学校</u>

㉒ 政令 215 号

公布 平成 20 年 7 月 2 日

施行 平成 20 年 10 月 1 日

- ・カラオケボックスにおける火災を踏まえ、個室等が狭い空間に密集した施設形態で、火災の際その早期覚知・伝達を確実に言い、逃げ遅れを防ぐことが特に必要となるカラオケボックス等を(2)項ニに区分した。

(2)	イ・ロ (略)
	ハ <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの</u> ニ <u>カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの</u>